

障 発 0 3 3 1 第 3 号
令 和 5 年 3 月 3 1 日

各 都道府県
市区町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」の一部改正について

本日、「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」（平成3年厚生省告示第130号）が「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第141号）により改正され、令和5年4月1日から適用されます。

この改正内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内関係機関、関係団体、関係業者等に周知方御配慮願います。

記

第一 改正内容

（1）製品分類の表記を修正するもの

（新）三十三 重度障害者用意思伝達装置

両上下肢の機能を全廃し、かつ、言語機能を喪失した者のまばたき等の残存機能による反応を、センサーにより感知して、ディスプレイ等に表示すること等により、その者の意思を伝達する機能を有する製品であって、別表第四に掲げるものに限る。

（旧）三十三 重度障害者用意思伝達装置

両上下肢の機能を全廃し、かつ、言語機能を喪失した者のまばたき等の残存機能による反応を、センサーにより感知して、ディスプレイ等に

表示すること等により、その者の意思を伝達する機能を有する製品であつて、別表第四に掲げるものに限る。

(2) 既存の製品分類に追加するもの

(ア) 視覚障害者用読書器 (別表第2)

- 1 エンジェルビジョン グラスリーダー (株式会社システムギアビジョン)
- 2 エンジェルビジョン グラスリーダー (株式会社アメディア)
- 3 エンジェルビジョン グラスリーダー (株式会社KOSUGE)
- 4 エンジェルビジョン デスクトップリーダー (株式会社システムギアビジョン)
- 5 アイビジョンデジタル見る・書く・すべらせ式・方位自由型 (アイネットワーク有限会社)
- 6 ami go 8 (株式会社日本テレソフト)
- 7 ルビー10スピーチ (有限会社エクストラ)
- 8 トパーズXLHD20インチ (有限会社エクストラ)
- 9 トパーズXLHD22インチ (有限会社エクストラ)
- 10 トパーズXLHD24インチ (有限会社エクストラ)
- 11 センスプレーヤー (有限会社エクストラ)

(イ) 重度障害者用意思伝達装置 (別表第4)

- 12 TDパイロットTalk (株式会社クレークト)

(3) 既存の製品分類から削除するもの

(ア) 視覚障害者用ポータブルレコーダー (別表第1)

- 1 プレクストークポケットPTP1 (シナノケンシ株式会社)

(イ) 視覚障害者用読書器 (別表第2)

- 2 OrCam MyReader 2 (株式会社アメディア)
- 3 OrCam MyReader 2 (株式会社パラリンアート)
- 4 OrCam MyEye 2 (株式会社アメディア)
- 5 クリアビュープラス19型LCDモニタモデル (株式会社システムギアビジョン)
- 6 アオキー (株式会社システムギアビジョン)
- 7 クローバー5 (株式会社システムギアビジョン)
- 8 ルナ8 (株式会社システムギアビジョン)

- 9 クローバー6S (株式会社システムギアビジョン)
- 10 クローバー6S 専用モニターモデル (株式会社システムギアビジョン)
- 11 OrCam Read (株式会社パラリンアート)
- 12 天使眼 (エンジェルアイスマートリーダー) (株式会社パラリンアート)
- 13 アイビジョンデジタル見る・書く・動く (アイネットワーク有限会社)
- 14 アイビジョンデジタル見る・書く・テレビ画面型 (アイネットワーク有限会社)
- 15 アイビジョンデジタル通帳 (アイネットワーク有限会社)
- 16 アイビジョンデジタル見る・聞く・テレビ画面型 (アイネットワーク有限会社)
- 17 NVS-X1 Plus (株式会社西澤電機計器製作所)
- 18 よむべえスマイルYS-2100 (株式会社アメディア)
- 19 快速よむべえ一体モデル (株式会社アメディア)
- 20 快速よむべえ読み上げモデルYK-2100 (株式会社アメディア)
- 21 スマートルクスデジタル (株式会社エッセンバッハ光学ジャパン)

(ウ) 視覚障害者用音声ICタグレコーダー (別表第2の2)

- 22 G-Talk 2 (株式会社 FICP)

(エ) 重度障害者用意思伝達装置 (別表第4)

- 23 TCスキャン・タブレット (株式会社クレアクト)

(4) 既存の製品の販売元の所在地を変更するもの

(ア) 視覚障害者用読書器 (別表第2)

株式会社パラリンアート

(新) 東京都港区芝浦三丁目17番11号

(旧) 東京都港区芝三丁目40番4号

(イ) 聴覚障害者用屋内信号装置 (別表第3)

株式会社東京信友

(新) 埼玉県入間市東藤沢1-3-25

(旧) 東京都新宿区富久町16-15

(ウ) 福祉電話器 (別表第6)

西日本電信電話株式会社

(新) 大阪府大阪市都島区東野田町四丁目 15 番 82 号

(旧) 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

第二 適用期日

令和5年4月1日から適用する。